

■特別加入制度

事業主の方も実情として現場で作業につく場合、労働者に準じて労災保険に特別に加入できる制度です。

(基礎日額が補償金額の基礎になります)

第一種（事業主特別加入）

1. 元請・下請の事業主

(年間100日以上労働者を使用しようとする事業主)

2. 事業主の同居の家族従事者

(※建築事業の場合、保険料率 9.5/1000)

基礎日額	賃金（日額×365）	保険料
6,000円	2,190,000円	20,805円
7,000円	2,555,000円	24,272円
8,000円	2,920,000円	27,740円
9,000円	3,285,000円	31,207円
10,000円	3,650,000円	34,675円
12,000円	4,380,000円	41,610円
14,000円	5,110,000円	48,545円
16,000円	5,840,000円	55,480円
18,000円	6,570,000円	62,415円
20,000円	7,300,000円	69,350円
22,000円	8,030,000円	76,285円
24,000円	8,760,000円	83,220円
25,000円	9,125,000円	86,687円